

青森県教育委員会第920回定例会会議録

1 期 日 令和7年9月3日（水）

2 開 会 午前10時

3 閉 会 午前10時30分

4 場 所 教育委員会室

5 議事目録

- 議案第1号 2025年度アクションプラン点検・評価報告書（青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書）について・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定
- その他 青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針（案）について
- その他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

- ・出席者の氏名
風張知子（教育長）、平間恵美、新藤幸子、安田 博、松本史晴、中野博之
- ・欠席者の氏名
なし
- ・説明のために出席した者の職
早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、福士学校施設課長、高井スポーツ健康課長、山舘文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
松本委員、中野委員
- ・書記
工藤奈保子、佐藤栞

7 議 事

議案第1号 2025年度アクションプラン点検・評価報告書（青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書）について

（高橋教育政策課長）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果については、報告書を作成して、議会に提出するとともに、公表することとされている。

点検・評価に当たっては、県が実施している、青森県基本計画の成果を検証する「政策点検」の仕組みを用いたほか、青森県総合計画審議会こども・地域社会部会委員の意見を同法に基づく教育に関し学識経験を有する者の知見として活用し、報告書を取りまとめている。

報告書の概要は、青森県基本計画の中の政策テーマ「こども」及び「地域社会」のうち、県教育委員会の所管として県基本計画及びアクションプランで示している10の施策ごとに、2024年度の実施状況について、アクションプランの指標等に基づきながら点検及び評価を行い、効果的な教育行政の推進に活用できるよう、今後の取組の方向性について記載している。

報告書については、最終的な決定の後、県議会に提出するとともに、県教育委員会のホームページで公表する予定としている。

（中野委員）

多様な教育的ニーズについて、不登校や教室に入れない子どもたちの居場所として、各学校に校内教育支援センターを設置することで、対応が進められていると思われるが、支援員の配置があまり進んでないと思われる。

ボランティアの方がいない時には、校長先生や保健室の先生、教頭先生が見回っている状況や、子どもたちだけになる状況もあると思われるため、人員配置にあたっての予算立て等をもう少し政策として考えていただきたいと思っている。

一方で予算がついたが配置する人がいない状況もあると考えるが、これからはこどもの居場所、多様な居場所を作っていく必要があると思うため、県としてもそういった部分に積極的に予算をつけていただきたいと思っている。

2点目に、別冊資料12ページにあるように、全国学力・学習状況調査の質問紙調査結果において、子どもたちのウェルビーイングに関わることで、全国平均よりも非常に高い数値を出していることをもっとアピールして良いと思われる。

先生方が自信を失っている部分もあると思うので、「青森県の先生方は本当によく頑張っているため、非常にいい数値が出ている」ということをマスコミからもアピールしていただき、先生方が自信を持って子どもたちと接することができるようになっていただきたい。

また、「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」という項目について数値が高くなっているのは、多様な意見を取り上げた授業を積極的に行っている証であり、こういったいい点を認めながら、より良い授業改善を推奨していただきたいと思う。

（新藤委員）

ウェルビーイングについて、先日子どもたちの意見を聞いた際に、幸せを感じる瞬間と

は、「友達関係に満足している」、「自由であること」、「家族と食卓を囲む」の3つが大きな傾向として見られた。

友人関係を良くするためには対話をより重視する、自由に過ごせることに幸福を感じるのであれば自己決定できる機会を学校の中で確保していくなど、改善しても数字として現れる部分ではないかもしれないが、そういった部分にも取り組んでいただければありがたい。

授業改善が進んでいる学校ほど幸福度が高いという話も伺ったが、自分たちで自己決定できることも、とても大事なことであると思っている。

家族と食卓を囲むという部分については、家庭教育支援の点で何かしら取り組んで行ければ良いと思っている。

(平間委員)

今回の点検・評価報告書について、大変見やすくなっている。各事業の内容や成果が分かるように大変よくまとまっていると思うため、現場の先生方やこどもに携わる福祉関係の方達にも見ていただき、教育委員会の計画がどのように遂行されているのか共通理解する必要があると考える。

教育や子育てについては数字では表せない部分もたくさんあると思われるため、報告書を作成するにあたっては苦勞されたと思う。せっかく作成した点検・評価報告書であるため、ぜひ現場の役に立つ活用をしていただきたい。

(松本委員)

中野委員や新藤委員からも話があったが、「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」、「友達関係に満足している」という項目について、おそらく個として尊重されているからこそ全国平均を上回る結果になったと思われる。

先生と児童・生徒といった縦の関係でもこどもたちは個として尊重されなければならない、友人関係といった横の関係においても個として尊重されなければならないと思われる。

おそらく授業の中で先生方が尽力してくださり、広く言うと人権意識のようなものが根付いていっているのではないかと感じた。

今後もそういった視点を改めて確認いただき、さらに進めていただきたいと考える。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

議案第2号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案について

(小関教職員課長)

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、部分休業の承認の請求の手續に関する規定について、所要の整備を行うため、提案するものである。

概要としては、今般の法改正により、部分休業制度について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる形態に加え、新たに、1年につき勤務日10日相当の時間

数の範囲内で取得できる形態が設けられ、部分休業の承認の請求をしようとする職員は、いずれの形態で請求するかをあらかじめ申し出るものとされたため、当該申出（変更の申出を含む。）を行う場合の手続を新たに定めることに伴う所要の整備を行うものである。

この規則は、育児休業法の改正に合わせて、令和7年10月1日から施行するものである。

（教育長）

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

その他 青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針（案）について

（佐藤高等学校教育改革推進室長）

青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針（案）について、県民の皆様から幅広く御意見等を伺うため実施したパブリック・コメント及び地区懇談会の概要を御報告する。

まず、パブリック・コメントについて、8月7日から9月5日までを実施期間としているため、途中経過となるが、8月31日までに2件の意見の提出があった。

次に、県内6地区で開催した地区懇談会について、8月19日、20日、21日、25日、26日に開催したところ、参加者数は計45人であった。

それでは、パブリック・コメント及び地区懇談会の主な御意見のうち、その一部について基本方針（案）の項目ごとに御紹介する。

【第1 計画策定の趣旨】では、「こどもたちにどのような学びが必要かという理念に基づいて計画を策定すべき。」、「教育は人格の完成を目指すという教育の目的を明記してほしい。」との御意見があった。

【第2 高等学校の魅力づくりに向けた基本的な考え方】では、「地域とともにある高等学校づくりを掲げていることから、実施計画策定に向け、地域の意見を取り入れながら進めてほしい。」、「重点校制度の解消により、各地区の中核的な役割を担う学校がなくなってしまうことを危惧している。」、「高等学校の魅力づくりに向け、中学生や高校生の意見を反映させる仕組みを構築してほしい。」との御意見があった。

【第3 生徒が「行きたい」と思う各校の魅力づくり】では、「今後は、オンラインやAIを活用した学びが求められており、「未来から逆算した教育」について検討してほしい。」、「こどもたちが「行きたい」と思えるよう、中学校の早い段階から県立高等学校と関わる機会を設けるほか、情報発信の方法を工夫する必要がある。」、「生徒数の急減期に対応するためには、現状の学級編制を見直す必要がある。特に、工業科や農業科をはじめとした職業教育を主とする専門学科において、各学科の専門性を生かした学びの実現に向け、更なる学級編制の弾力化を実施するなど、柔軟な対応が求められる。」、「少人数教育にこそ教育の真の姿があると考えている。」との御意見があった。

【第4 生徒が「学びたい」と思う各学科の魅力づくり】では、「農業や水産業の担い手が不足しているため、農業科や水産科への入学を促進し、興味・関心を持たせることが大事。」、「こどもたちが各学科の学習内容をイメージし、「学びたい」と思えるよう、各学科の特性を踏まえながら、より具体的な学習内容を示すなど、各学科の記載について工夫してほしい。」との御意見があった。

【第5 生徒の「行きたい」「学びたい」に応える学校配置】では、「今後、更なる生

徒数の減少が見込まれる中、学校数を維持していくとなると、小規模化が進み、それに伴い教員数も減少することから、これまでの学校の枠組みにとらわれることなく、新たな学校の形を模索していく必要がある。」、「生徒の通学環境に配慮した学校配置を進めてほしい。」、「生徒の通学に係る経済的負担へ配慮してほしい。」、「学級規模の標準の撤廃や地域校制度の解消など、人口減少に柔軟に対応できる基本方針になっており、評価できる。」、「学校規模の標準を撤廃したことや、地域共育校の募集停止等の基準を設定しないことにより、どのような状態になれば統合や募集停止等になるか分からないため、不安を感じる。」、「生徒のニーズ等を踏まえ、定時制課程の昼間部や通信制課程の拡充について検討してほしい。」との御意見があった。

資料に掲載している御意見は主なものとなっているが、事務局において、今後、寄せられた御意見に対する考え方を整理していく予定である。

(安田委員)

前回の定例会において、パブリック・コメントや地区懇談会の実施に当たっては、事務局で広報活動を充実させてほしいと要望したと思うが、実際にどのような方法で広報したのかお知らせ願う。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

8月6日に基本方針(案)を公表した後、全ての市町村・市町村教育委員会、小・中・高校・特別支援学校、PTA関係者、産業界関係者等に対し、パブリック・コメントの実施や地区懇談会の開催に関する案内を送付した。

また、ホームページ、新聞、ラジオ、Facebook、Instagramを利用した広報を行うとともに、報道機関に対しても報道依頼するなど、様々な媒体を通じて広報活動の充実に努めたところである。

(安田委員)

地域とともにある高等学校づくりを進めるために、まずは、県教育委員会による取組を知ってもらうことが大事である。基本方針については、市町村や学校、保護者、中学生、地域等に広く周知し、内容を理解してもらえるよう努めていただきたい。

また、基本方針策定後にも、地区懇談会の開催を予定していると思うため、より多くの県民に参加してもらえるよう、引き続き、広報活動の充実をお願いしたい。

(平間委員)

地区懇談会やパブリック・コメントにより寄せられた意見について、今後どのように扱うのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

地区懇談会やパブリック・コメントによりいただいた御意見については、基本方針(案)の項目ごとに整理した上で、その意見に対する考え方を整理し、次回の教育委員会会議でお示しする予定である。

なお、いただいた御意見を踏まえ、基本方針(案)を修正した場合は、その修正内容及び理由についても、併せてお示ししたいと考えている。

(平間委員)

これまでの丁寧な説明について、県民のみなさんからは一定の評価をいただいていると思っている。

前期実施計画の策定に向け、今後とも多くの県民の皆様から御意見を伺い、理解と協力を得ながら進める必要があると思うので、引き続き、丁寧な対応をお願いしたい。

(中野委員)

県民からは「重点校制度の解消により、各地区の中核的な役割を担う学校がなくなってしまうことを危惧している。」との意見があったようだが、事務局ではどのように考えているか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

重点校と各校との連携により、県全体の普通科等における教育の質の確保・向上を図ってきたことで、教育活動の質を高める環境整備が進められている状況である。

一方で、生徒の入学動機や進路志望等の多様化により、各校において生徒の学習ニーズに対応した多様な学びを提供するための連携・協働が必要となっている。

これらのことを踏まえ、今後は、重点校制度を解消し、これまでの連携によって得られた成果を生かしながら、各校が目的に応じて様々な主体と連携・協働できる環境の更なる充実を図るなど、自校の生徒の学習ニーズに応えるための各校の主体的な連携・協働を推進することとしたものである。

なお、各校の主体的な連携・協働として、高校間で地域の課題解決を目指した探究活動に取り組むテーマを設定し、研究成果発表会を開催し学びを深めるなど、各校のニーズに応じた連携・協働を行うことが想定されるものである。

(新藤委員)

地区懇談会やパブリック・コメントにおいて、県民のみなさんから様々な御意見をいただいたことに感謝申し上げます。

県民からは、学校規模の標準を撤廃したことや、地域校制度を解消し、募集停止等の基準を設定しないことについて、理解を示す意見があった一方で、「どのような状態になれば統合や募集停止等になるか分からないため、不安を感じる。」といった懸念を示す意見もある。このことについて、事務局ではどのように考えているか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

地区懇談会においては、学級規模の標準の撤廃や地域校制度の解消など、柔軟な基本方針となっていることに対し、好意的な意見をいただいたところである。また、地域共育校の募集停止等の基準を設定しないことについて、先般の報道によれば、現在の地域校が所在する町村からも一定の評価をいただいたものと認識している。

基本方針では、地域とともにある高等学校づくりを進めることとしているため、統合を含む学校配置については、地区懇談会や学校の在り方地区検討委員会、パブリック・コメント、市町村への意見照会の実施など、市町村や地域等との対話を通じて、実施計画において決定したいと考えている。

また、地域共育校の学級減や募集停止を含む学校の在り方については、高校教育として求められる質の確保の観点を考慮しながら、入学者数等の状況に応じて、地域協議会にお

いて協議することとしているため、協議結果を踏まえながら、適切に判断したいと考えている。

(松本委員)

現在の地域校は、市町村に1校のみ配置される1学年当たり2学級以下の規模の高校に該当するため、前期実施計画からは地域共育校として配置されると思うが、地域校が令和8年度と令和9年度において、募集停止の基準に該当した場合、どのように対応するのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

現在、地域校として配置している高校については、地域共育校の配置に向け、令和8年度に地域協議会を設置し、学校の活性化に向けた方策や学校の在り方等に関する協議を開始することとしているため、地域校が令和8年度と令和9年度において、募集停止の基準に該当した場合は、地域協議会における協議の結果を踏まえながら、市町村等との協議を通じて当該高校を募集停止するかどうか判断したいと考えている。

(松本委員)

現在、地域校の活性化に向け、学校と地域等が一体となって、教育環境の充実に取り組んでいることと思うが、今後とも地域校の活性化が図られ、入学者数を確保することができるよう、事務局でも各校や市町村との連携を密にしながら、情報発信等を通して魅力ある高等学校づくりに努めてほしい。

(平間委員)

次回の定例会では、地区懇談会やパブリック・コメントによりいただいた御意見と、その意見に対して事務局が整理した考え方を踏まえ、基本方針の決定に向け審議していきたいと考える。

また、基本方針の策定後は、前期実施計画の策定に向け、地区懇談会の実施や学校の在り方地区検討委員会の開催を予定していることから、それぞれのスケジュール等について提示していただきたい。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ、次回の定例会では、基本方針(案)について、県民から寄せられた御意見等を踏まえ、基本方針の決定に向け審議することとする。

事務局は、次回定例会に基本方針を議案として提出しなさい。また、県民からは基本方針(案)の修正を求める意見もいただいております、議案を審議する際の参考とするため、県民の意見に対する考え方についても、資料としてまとめ、併せて提出しなさい。

また、先ほど平間委員からもあったが、次回定例会では、前期実施計画策定に向けた地区懇談会や学校の在り方地区検討委員会のスケジュール等についても説明しなさい。

青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針(案)にかかる県民からの御意見等については、青森県教育委員会として了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。

職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。